

## 事業事前評価表

国際協力機構 地球環境部 環境管理グループ

### 1. 案件名（国名）

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：都市排水及び汚水処理の法的枠組及び管理の構築に係る能力強化プロジェクト

Technical Cooperation for Capacity Enhancement in Legal Framework for Management of Urban Drainage and Wastewater Treatment

### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における下水道セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナムは1992年以降平均6%を超える急速な経済成長を遂げており、これに伴い、急激な都市人口の増加、都市圏が拡大による一方、下水道・都市排水に関するインフラ整備は十分に進んでおらず、下水道未接続家屋の増加等が原因と考えられる深刻な環境汚染や大雨による浸水が問題となっており、これらへの対策が急務となっている。下水道事業を管理している建設省（以下、MOC）によると、ベトナムの下水道普及率は、都市部では15%程度、地方ではそれ以下であり、ベトナム政府は2025年までに都市部の下水道普及率50%、2050年までに同100%を達成することを国家目標に掲げ、都市部のみならず地方都市で積極的に下水道整備を進める方針である（2016年首相決定589号）。

ベトナムの下水道事業は政令80号（2014年）に基づき実施されている。同令は排水・汚水処理に関する政令88号（2007年）を基に、MOCが所管する都市計画法と建設法、天然資源環境省が所管する環境保護法と水資源法、計画投資省が所管する計画法など、少なくとも5つの法を根拠として、ドイツ国際協力公社（以下、GIZ）の協力によって改正され、下水道への接続義務や下水道料金に関する規定等、下水道事業を実施する上で必要な基本要件が定められている。しかし、ベトナム国の法体系では「政令」は「法」の下位であり、政令80号の根拠である法律に紐づく様々な関連規定からの影響を受けることになる。さらに、世界銀行、アジア開発銀行、GIZといったドナーによる下水道整備や処理施設の建設も多く、国家技術基準の多くは各ドナーの技術的規則・基準に準じているものの、先進国の基準であるため、実情と合っておらずメンテナンスも容易ではない等、下水道事業を促進する上での障壁となっている。今後も高い経済成長率や都市人口の増加等が続くことが見込まれているベトナムにおいて更なる環境汚染や浸水被害を防ぐためにも、下水道事業を円滑かつ効率的に推進するために一元的な法体系の整理が求められている。

MOC は、ベトナムにおける下水道事業に係る政策優先度を上げることを目的に、2016 年首相決定 589 号による 2021-2025 年までの政府のアクションプランの実現及び下水道に関する法制度整備を進めている。なお、MOC は上水道分野も管轄しており、今般は上下水道法として 2026 年春の施行を目指して整備を進めている。これまで上水道分野はフィンランドの支援によって 2018 年に法案に関する要綱が完成し、MOC による法案作成が進められているものの、下水道分野は未だ着手されていない。MOC は同法で流域単位の下水道基本計画、下水道料金の設定・徴収、施設の運営維持管理、排水処理・浸水対策、污泥処理等に係る事項を網羅したいと考えている。日本の国土交通省は 2010 年に下水道分野の協力に係る覚書を MOC と締結して以降、継続的に同分野の支援を行って来ており、こうした背景を基に MOC は我が国に対し、下水道法整備に関する技術協力を要請した。本事業では政策方針にも大きな影響を与える「法律」に加え、法を根拠に整備が求められる「政令」、及び政令の下位にあたり、技術基準にも影響する「省令」の整備支援を行う。

(2) 下水道セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対ベトナム国別開発協力方針（平成 29 年 12 月）の援助重点分野である「脆弱性への対応」に位置付けられる。

本事業は都市排水及び汚水処理の法的枠組みを改善し、ベトナムにおける水環境保全や都市衛生の改善を図るもので、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：以下、SDGs）のゴール 6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」に資する取り組みである。

また、JICA のグローバルアジェンダ「環境管理（JICA クリーン・シティ・イニシアチブ）」のクラスター「環境規制及び汚水処理の適正化を通じた健全な環境質の実現」においては、汚染の対策の策定・実施を担う規制主体となる行政機関の能力を強化することを目標の一つと掲げており、本事業の方向性とも合致する。

加えて、本事業の主なカウンターパート機関である建設省・技術インフラ局（以下、ATI）には国交省から専門家が派遣されており、本事業との協働によりベトナムにおける水環境改善や下水道インフラ整備を複合的に支援するものである。

(3) 他の援助機関の対応

GIZ は 2005 年から 2017 年まで、Wastewater Management Program を実施し、上述の政令 80 号策定の中心的役割を果たした。また、世界銀行、アジア開発銀行、

欧州各国ドナーが各地で下水処理施設建設、下水道整備に係る援助を行っている。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおいて、上下水道法及び関連政省令案の整備を行うことにより、ATIの下水道事業に係る法令策定能力の強化を図り、もって下水道事業が効果的に計画・実施されるための法基盤の充実に寄与するもの。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

ハノイ等

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ATI及びその他建設省関連部署（地方建設局等）の職員

最終受益者：ベトナム国民

#### (4) 総事業費（日本側）

約3.35億円

#### (5) 事業実施期間

2023年12月～2026年12月を予定（計36ヶ月）。

#### (6) 事業実施体制

ATI

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

①専門家派遣：チーフアドバイザー/下水道行政（長期専門家）、下水道計画、下水道法制度・規格（2名）、下水道施設管理、下水道事業計画

②研修員受け入れ：本邦研修（受け入れ分野：下水道法・規制）

③機材供与：なし

##### 2) ベトナム国側

①カウンターパートの配置

②案件実施に必要なサービスや施設、現地経費の提供

#### (8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

##### 1) 我が国の援助活動

下水道政策アドバイザー：ATIには国交省より派遣されている専門家が配属されており、下水道政策に関する技術的助言を行っている。当該専門家との協働により、より多面的な知見からの法整備支援が期待できる。

##### 2) 他の開発協力機関等の援助活動

特になし

#### (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：下水道法を整備することでベトナム国の下水道事業への政策優先度が上がり、下水道事業が円滑に実施されることで自然・衛生環境が改善され、ベトナム国民の生活の質の向上が見込まれる。

3) ジェンダー分類：対象外

<活動内容／分類理由>

本事業は法整備の能力向上事業であり、ジェンダーに直接的に考慮した活動を含まないため。

(10) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：下水道事業が効果的に計画・実施されるための法基盤が充実する。

指標1：上下水道法に準拠した下水道管理に係る省令数が増加する。

指標2：上下水道法に準拠した下水道事業管理条例を持つ地方政府が増加する。

指標3：ATIが下水道施設等を管理するために必要な統計データが蓄積される。

(2) プロジェクト目標：ATIの下水道事業に係る法令策定能力が強化される。

指標1：政令80号を基に上下水道法及び準ずる政令や省令への策定や改定、整理についての提言がなされる。

指標2：ATIが地方政府に対し、整備した上下水道法と関連法令についての周知セミナー、研修をx回行う。

(3) 成果

成果1：下水道事業に係る法律が整備される。

成果2：下水道事業に係る政令が整備される。

成果3：下水道事業の管理のための統計データの収集に必要な基盤が整備される。

成果4：地方政府の下水道事業管理条例策定の為の基盤が整備される。

(4) 主な活動：

1.1 上下水道法整備に係る各過程での作業量並びに提出時期等のタイムラインを確認する。

1.2 ATIが作成した立法計画提案書に基づき、必要なデータや情報の収集・提供・

整理を行う。

1.3 ATIが作成した上下水道法案の下水道法部分に関してレビューし、修正や追記を行う。

1.4 上下水道法案整備過程において関連省庁間からのコメントや提言についてATIを支援する。

1.5 国会の審議による上下水道法案の修正についてATIを支援する。

1.6 法を周知するために必要なセミナーやワークショップを企画し、実施する。

2.1 政令整備に係る各過程での作業量並びに提出時期等のタイムラインを確認する。

2.2 上下水道法案とその法策定要綱に基づき、政令80号から法に取り込む項目、政令に留める項目、省令に落とし込む項目を整理する。

2.3 2.2を基にATIが起草した政令の下水道部分のレビューを行う。

2.4 政令を周知させるために必要なセミナーやワークショップを企画し、実施する。

3.1 ATIが収集すべき下水道統計関連データの項目を特定する。

3.2 3.1で特定されたデータ収集の項目について、ベトナムの下水道事業の現状を把握する。

3.3 3.2の結果に基づき、統計データの収集に関する調査票案を作成する。

3.4 地方政府が調査票を記入するためのガイドラインを作成する。

4.1 政令80号の第7条第3項で地方政府に策定が求められている下水道管理条例の策定状況を把握する。

4.2 4.1の結果に基づき、地方政府を3か所（①条例が策定されていない地方、②条例が策定されているが条例通りに事業実施出来ていない地方、③条例が策定され、条例通りに事業実施出来ている地方）選出し、下水道管理条例の策定と運用にかかる課題を整理する。

4.3 下水道管理条例の作成のためのガイドライン案を作成する。

## 5. 前提条件・外部条件

### （1）前提条件

・ 上下水道法に係る立法計画提案書が大きな遅延なく政府に承認（2024年春の国会）される。

### （2）外部条件

- ・ ベトナムの社会経済状況が大幅に変化しない。
- ・ ベトナムの下水道政策に関する方針、組織体制が大きく変化しない。
- ・ 法案整備プロセスが大きく遅延しない。
- ・ 現在の上下水道法案の作成の方向性が変更にならない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

### ①カンボジア「プノンペン都庁及び公共事業・運輸省下水管理能力強化プロジェクト」

2019年4月から2023年3月まで、下水道法を策定することを目的に長期専門家3名体制で実施。水道法案の策定経験がある現地法律事務所をローカルコンサルタントとすることで、現地の法体系や留意点の理解、現地語への翻訳等、議論がスムーズに進行する結果となったことから、本案件でも現地の法律事情等に精通したローカル人材投入を想定している。

### ②ベトナム「流域水環境管理能力向上プロジェクト」

2015年から19年にかけて、天然資源環境省・局の環境法制度整備及び執行能力向上を目的として実施。事業に先駆けて長期専門家「環境政策アドバイザー」が約半年に渡って案件形成、対話を重ねて先方のニーズを十分に引き出し、関係者へセミナーを開くことでプロジェクトの準備を進めていた。その結果、天然資源環境省及び人民委員会等関係機関の役割が明確になり、円滑なプロジェクトの開始、C/P機関の主体性を引き出すことが可能となった。本事業においても、成果1や2の活動開始時に、法整備の進捗状況についてC/P機関と協議を通して再確認し、活動内容の具体化や役割分担について再確認することとする。

## 7. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、下水道法整備を通じて水環境保全や都市衛生の改善に向けた施策の推進に資するものであり、SDGsゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と検討可能な管理を確保する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後      事後評価

以 上